

第67期 定時株主総会 招集ご通知

●開催日時

平成31年3月28日（木曜日）午前11時（受付開始 午前10時）

●開催場所

大阪府大東市新町13番30号

大東市立総合文化センター サーティホール内 多目的小ホール

※本年より会場および開催時間が変更されておりますのでご注意ください。

会場は、末尾の株主総会会場ご案内をご参照くださいますようお願い申し上げます。

※本年より株主総会にご出席の皆様へのお土産の配布を取りやめさせていただきます。

何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

目次

■第67期定時株主総会招集ご通知	1
■株主総会参考書類	3
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 定款一部変更の件	
第3号議案 取締役9名選任の件	
第4号議案 監査役2名選任の件	
■添付書類	
事業報告	12
連結計算書類	31
計算書類	34
監査報告書	38

ザ・ピッコ株式会社

証券コード 3950

株 主 各 位

大阪市東成区東小橋二丁目9番9号

ザ・ビッグ株式会社

取締役社長 稲 田 光 男

第67期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第67期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成31年3月27日（水曜日）午後5時30分までに到着するように、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成31年3月28日（木曜日）午前11時（受付開始 午前10時）
（開始時間を例年より1時間繰り下げておりますのでご注意ください。）
2. 場 所 大阪府大東市新町13番30号 大東市立総合文化センター サークティホール
（会場が前回までとは異なっておりますので、末尾の株主総会会場ご案内をご参照いただき、お間違いのないようご注意ください。）

3. 目的事項

- 報告事項
1. 第67期（自 平成30年1月1日 至 平成30年12月31日）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第67期（自 平成30年1月1日 至 平成30年12月31日）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役9名選任の件
- 第4号議案 監査役2名選任の件

以上

-
- ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ・本招集ご通知にて提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結注記表」および計算書類の「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、当社ウェブサイト (<https://www.thepack.co.jp/>) に掲載することにより開示しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類の連結計算書類および計算書類は、監査役または会計監査人が監査報告または会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類および計算書類の一部であります。
 - ・株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類の記載事項を修正する必要が生じた場合には、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.thepack.co.jp/>) に掲載させていただきます。

株 主 総 会 参 考 書 類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第67期の剰余金の処分につきましては、当期の業績、内部留保の充実および今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金25円 総額490,536,300円

なお、平成30年9月に中間配当金として1株につき25円をお支払いしておりますので、通期では1株につき50円となります。

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成31年3月29日

2. その他剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 3,000,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 3,000,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 企業経営における迅速で的確な意思決定および経営の管理と執行の分離を目的として、取締役の員数の上限を12名以内から9名以内に変更するものであります。

(2) その他、現状に即した条文および文言の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(単元未満株式の買増請求) 第10条 (条文省略)</p> <p>2. 買増請求をすることができる時期、請求の方法等については、取締役会が定める株式取扱規定による。</p> <p>(株式取扱規定) 第12条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規定による。</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(単元未満株式の買増請求) 第10条 (条文省略)</p> <p>2. 買増請求をすることができる時期、請求の方法等については、取締役会が定める株式取扱規程による。</p> <p>(株式取扱規程) 第12条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>
<p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数) 第20条 当社の取締役は<u>12</u>名以内とする。</p> <p>(取締役会規定) 第28条 取締役会に関する事項については、法令または定款に定めがある場合を除き、取締役会で定める取締役会規定による。</p>	<p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数) 第20条 当社の取締役は<u>9</u>名以内とする。</p> <p>(取締役会規程) 第28条 取締役会に関する事項については、法令または定款に定めがある場合を除き、取締役会で定める取締役会規程による。</p>
<p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役の選任) 第30条 (条文省略)</p> <p>2. 当社は、会社法329条第2項の規定により、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができるものとし、その選任方法は前項の規定を準用する。</p> <p>(監査役会規定) 第35条 監査役会に関する事項については、法令または定款に定めがある場合を除き、監査役会で定める監査役会規定による。</p>	<p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役の選任) 第30条 (条文省略)</p> <p>2. 当社は、会社法第329条第3項の規定により、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができるものとし、その選任方法は前項の規定を準用する。</p> <p>(監査役会規程) 第35条 監査役会に関する事項については、法令または定款に定めがある場合を除き、監査役会で定める監査役会規程による。</p>

第3号議案 取締役9名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役12名全員が任期満了となります。迅速な意思決定を行うため、3名減員して取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	<p style="text-align: center;">再任</p> <p style="text-align: center;">なかおよしかず 中尾吉計 (昭和27年9月15日)</p>	<p>昭和50年4月 当社入社 平成10年1月 東日本営業統括局長 平成10年3月 取締役 平成14年3月 常務取締役 平成19年1月 専務取締役 平成20年7月 取締役副社長 平成21年3月 代表取締役社長 平成30年3月 代表取締役会長（現任）</p> <p>【取締役候補者とした理由】 当社入社以来、主に営業部門の業務に従事し、現在は代表取締役会長として経営の重要事項の決定および業務執行の監督等に携わっております。経営者としての経験・実績および当社経営全般に関する幅広い知見を有しており、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者といいたしました。</p>	27,800株
2	<p style="text-align: center;">再任</p> <p style="text-align: center;">いなだみつお 稲田光男 (昭和31年12月11日)</p>	<p>昭和55年4月 当社入社 平成15年1月 東京第二事業部長 平成16年3月 取締役 平成20年1月 常務取締役 平成22年1月 東日本事業本部長 平成27年3月 専務取締役 平成28年1月 西日本事業本部長 平成29年1月 営業本部長 平成29年3月 取締役副社長 平成30年3月 代表取締役社長（現任）</p> <p>【取締役候補者とした理由】 当社入社以来、主に営業部門の業務に従事し、平成30年より代表取締役社長として経営の重要事項の決定および業務執行の監督等に携わっております。豊富な営業経験と経営全般に関する知見を有していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者といいたしました。</p>	17,400株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	<p style="text-align: center;">再任</p> <p style="text-align: center;">たきのうえてるお 瀧之上 輝生 (昭和36年4月30日)</p>	<p>昭和59年4月 当社入社 平成20年1月 大阪製造事業部長 平成23年3月 取締役 平成24年1月 製造本部副本部長 平成26年4月 生産事業本部長 平成27年3月 常務取締役 平成29年1月 製造本部長(現任) 平成30年3月 専務取締役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社京浜特殊印刷代表取締役 株式会社パッタケヤマ代表取締役</p> <p>【取締役候補者とした理由】 当社入社以来、主に製造関連部門の業務に従事し、現在は専務取締役として製造本部長を担当しております。製造部門に関する豊富な業務経験と経営全般に関する知見を有していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。</p>	8,000株
4	<p style="text-align: center;">再任</p> <p style="text-align: center;">やましたひであき 山下 英昭 (昭和32年6月7日)</p>	<p>昭和57年4月 当社入社 平成20年1月 東京第二事業部長 平成23年1月 執行役員 平成25年3月 取締役 平成28年1月 東日本事業本部長 平成29年3月 常務取締役 平成31年1月 専務取締役(現任) 営業本部長(現任)</p> <p>【取締役候補者とした理由】 当社入社以来、営業部門の業務に従事し、現在は専務取締役として営業本部長を担当しております。豊富な業務経験と経営全般に関する知見を有していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。</p>	8,600株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
5	<p style="text-align: center;">再任</p> <p style="text-align: center;">お か だ すすむ 岡 田 進 (昭和33年11月11日)</p>	<p>昭和57年4月 当社入社 平成22年1月 購買事業部長 平成23年1月 執行役員 平成28年3月 取締役 平成29年1月 西日本事業本部長 平成29年3月 常務取締役（現任） 平成31年1月 生産市場事業本部長（現任） 営業本部副本部長（現任）</p> <p>【取締役候補者とした理由】 当社入社以来、主に営業および購買業務に従事し、現在は常務取締役として生産市場事業本部長および営業本部副本部長を担当しております。豊富な業務経験と経営全般に関する知見を有していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。</p>	7,400株
6	<p style="text-align: center;">再任</p> <p style="text-align: center;">ふ じ い みちひさ 藤 井 道 久 (昭和33年8月21日)</p>	<p>平成17年4月 当社入社 平成17年4月 購買事業部企画開発部長 平成20年1月 経営企画部長 平成24年1月 執行役員 平成26年3月 取締役 平成29年3月 管理本部長 平成30年3月 常務取締役（現任） 平成31年1月 コーポレート本部長（現任）</p> <p>【取締役候補者とした理由】 当社入社以来、購買および経営企画部門の業務に従事し、現在は常務取締役としてコーポレート本部長を担当しております。豊富な業務経験と経営全般に関する知見を有していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。</p>	5,500株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
7	<p style="text-align: center;">再任</p> <p style="text-align: center;">なかむら しゅういち 中村 秀一 (昭和33年5月29日)</p>	<p>昭和58年4月 当社入社 平成14年10月 監査室長 平成23年1月 財務部長 平成27年1月 執行役員 平成29年3月 取締役(現任) 平成31年1月 コーポレート本部副本部長(現任)</p> <p>【取締役候補者とした理由】 当社入社以来、営業部門、監査部門および財務部門の業務に従事し、現在は取締役としてコーポレート本部副本部長を担当しております。豊富な業務経験と経営全般に関する知見を有しており、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。</p>	4,700株
8	<p style="text-align: center;">再任 社外 独立</p> <p style="text-align: center;">はやし ひろふみ 林 拓史 (昭和40年8月17日)</p>	<p>平成3年10月 センチュリー監査法人入所 平成7年8月 公認会計士登録 平成13年1月 林公認会計士・税理士事務所開設(現在に至る) 平成13年3月 税理士登録 平成26年3月 当社社外監査役 平成27年3月 当社社外取締役(現任)</p> <p>【社外取締役候補者の選任理由および社外取締役として職務を適切に遂行できると当社が判断した理由】 公認会計士および税理士の資格を有しており、財務ならびに会計に関する高度な知識と豊富な経験を通じて培われた幅広い見識を活かし、客観的な立場から当社の社外取締役を務めていただいております。これらの経験および知見を今後も当社の経営に活かさせていただくために、引き続き取締役候補者といたしました。</p>	1,200株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
9	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">独立</div> <small>にし おういちろう</small> 西尾 宇一郎 (昭和30年3月7日)	昭和57年3月 公認会計士登録 昭和58年12月 税理士登録 平成11年7月 監査法人誠和会計事務所代表社員 平成14年7月 監査法人トーマツ代表社員 平成17年4月 関西学院大学専門職大学院経営戦略研究 科教授（現任） 平成27年3月 当社社外監査役 平成30年3月 当社社外取締役（現任） （重要な兼職の状況） 関西学院大学専門職大学院経営戦略研究科教授 新家工業株式会社社外取締役（監査等委員） ケイミュール株式会社社外監査役 【社外取締役候補者の選任理由および社外取締役として職務を適切に遂行できると当社が判断した理由】 公認会計士および税理士の資格を有しており、財務ならびに会計に関する高度な知識と豊富な経験を通じて培われた幅広い見識を活かし、客観的な立場から当社の社外取締役を務めていただいております。これらの経験および知見を今後も当社の経営に活かさせていただくために、引き続き取締役候補者といたしました。	800株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 林拓史氏および西尾宇一郎氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。当社は両氏を東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に基づく独立役員に指定しております。
3. 林拓史氏の当社社外取締役就任期間は、本総会の終結の時をもって4年となります。また、同氏は、過去に当社の監査役でありました。
4. 西尾宇一郎氏の当社社外取締役就任期間は、本総会の終結の時をもって1年となります。また、同氏は、過去に当社の監査役でありました。
5. 林拓史氏および西尾宇一郎氏は、会社法施行規則第2条第3項第19号に定める当社の特定関係事業者の業務執行者または役員ではなく過去5年間に当社の特定関係事業者の業務執行者または役員であったことはありません。なお、両氏は過去2年間において、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他財産を受けていたことはなく受ける予定もありません。また、両氏は当社あるいは当社の特定関係事業者の業務執行者または役員の配偶者、三親等内の親族その他これに準ずるものではありません。
6. 当社は、社外取締役との間で会社法第427条第1項の定めに基づく責任限定契約を締結しております。本議案が承認可決された場合、両社外取締役候補者と当社との間で責任限定契約を継続する予定です。責任限定契約の内容は次のとおりであります。
- ・社外取締役が任務を怠ったことよって当社に損害賠償義務を負う場合は、会社法第427条第1項の最低責任限度額を限度としてその責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限る。

第4号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役佐藤誠司および岩瀬哲正の両氏が任期満了となりますので監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	<p style="text-align: center;">再任</p> <p style="text-align: center;">さとう せいじ 佐藤 誠司 (昭和31年1月6日)</p>	<p>昭和57年10月 当社入社 平成21年1月 法務部長 平成24年1月 執行役員 平成24年1月 総務法務部長 平成27年3月 常勤監査役(現任)</p> <p>【監査役候補者とした理由】 当社入社以来、営業・法務・総務部門に従事し、平成27年より当社監査役を務めております。その知識および経験を当社監査に活かしていただくために、引き続き監査役候補者といたしました。</p>	7,200株
2	<p style="text-align: center;">再任</p> <p style="text-align: center;">いわせ のりまさ 岩瀬 哲正 (昭和33年11月20日)</p>	<p>昭和58年4月 日新監査法人入社 昭和61年3月 公認会計士登録 平成元年11月 税理士登録 平成4年5月 岩瀬公認会計士・税理士事務所開設(現在に至る) 平成30年3月 当社社外監査役(現任)</p> <p>【監査役候補者とした理由】 長年培ってこられた公認会計士および税理士としての専門知識と幅広い経験等を当社の監査に活かしていただきたいため、引き続き社外監査役候補者といたしました。</p>	0株

- (注) 1. 各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 岩瀬哲正氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号が定める社外監査役候補者であります。なお、当社は岩瀬哲正氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 岩瀬哲正氏の当社社外監査役就任期間は、本総会の終結の時をもって1年となります。
4. 岩瀬哲正氏は、会社法施行規則第2条第3項第19号に定める当社の特定関係事業者の業務執行者または役員ではなく、過去5年間に当社の特定関係事業者の業務執行者または役員であったことはありません。なお、同氏は過去2年間に於いて、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他財産を受けていたことはなく、受ける予定もありません。また、同氏は当社の特定関係事業者の業務執行者または役員の配偶者、三親等内の親族その他これに準ずるものではありません。
5. 当社は、社外監査役との間で会社法第427条第1項の定めに基づく責任限定契約を締結しております。本議案が承認可決された場合、社外監査役候補者と当社との間で責任限定契約を継続する予定です。責任限定契約の内容は次のとおりであります。
- ・社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償義務を負う場合は、会社法第427条第1項の

最低責任限度額を限度としてその責任を負う。

- ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限る。

以 上

事業報告

(自 平成30年1月1日
至 平成30年12月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国の経済状況は、政府の経済施策や金融政策により企業収益が全体として堅調に推移しました。特に雇用環境の改善傾向が続き、有効求人倍率は高水準となりました。一方、原材料の高騰、人手不足による臨時・派遣社員の人件費の増加、物流費の上昇によるコストの増加なども続いております。また、7月以降の豪雨や台風などの自然災害は産業界にも工場の操業停止などの悪影響を与えました。

海外では、米国は堅調な景気拡大が続きました。一方、中国は経済成長は続いています、その率は低下してきています。米中の通商政策から引き起こされる世界経済の減速、英国のEU離脱問題への懸念や東アジア・中東地域の地政学的リスクなど、先行きは不透明な状況が続きました。

このような状況の中、当社は中期経営計画の目標達成に向けて「変革対応 元気に前進 グループ力を強靱に」をスローガンに、グループ全社が結束して新たな市場開拓と適正価格による販売に注力する一方、積極的な設備投資、新商品開発や品質管理の改善など業績の向上に努めてまいりました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高は前期比3.1%増加の931億26百万円、営業利益は前期比4.8%減少の69億24百万円、経常利益は前期比5.0%減少の72億12百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比4.6%減少の49億68百万円となりました。

事業の種類別セグメントの状況は次のとおりでございます。

〈事業のセグメント別売上高〉

セグメント区分	金額	前 期 比	構 成 比
紙 加 工 品 事 業	57,972 <small>百万円</small>	104.3 %	62.2 %
化 成 品 事 業	19,641	100.4	21.1
そ の 他 事 業	15,512	102.2	16.7
合 計	93,126	103.1	100.0

(紙加工品事業)

当社グループ売上高の62.2%を占めるこの部門では、紙袋（対連結売上高構成比31.1%）は、国内専門店向けの販売が減少したものの、特百嘉包装品貿易（上海）有限公司の売上が好調に推移した結果、連結売上高は290億1百万円（前期比0.6%増加）となりました。

紙器（同上構成比17.6%）は、食品用パッケージやeコマース市場向けの販売が好調に推移したことや、今期より新たに子会社として加わったカンナル印刷株式会社の売上が寄与したことにより、連結売上高は163億84百万円（前期比11.0%増加）となりました。

段ボール（同上構成比11.2%）は、メーカーやeコマース市場向けの販売が堅調で、連結売上高は104億43百万円（前期比6.2%増加）となりました。

印刷（同上構成比2.3%）は、株式会社京浜特殊印刷と日幸印刷株式会社の販売が前年並みで推移し、連結売上高は21億42百万円（前期比0.1%減少）となりました。

以上により、この部門の連結売上高は579億72百万円（前期比4.3%増加）となり、営業利益は52億44百万円（前期比4.5%減少）となりました。

(化成品事業)

当社グループ売上高の21.1%を占めるこの部門では、売上は前年並みに推移し、連結売上高は196億41百万円（前期比0.4%増加）となりましたが、原材料の高騰や減価償却費の増加等により、営業利益は9億96百万円（前期比17.1%減少）となりました。

(その他事業)

当社グループ売上高の16.7%を占めるこの部門では、親会社のPASシステム（包装資材その他の製造・調達から在庫管理、納品まで一括で請け負うアウトソーシングシステム）に係る用度品等の売上が減少しましたが、カンナル印刷株式会社の販促品の売上が加算され、連結売上高は155億12百万円（前期比2.2%増加）となり、営業利益は15億11百万円（前期比8.8%増加）となりました。

② 設備投資の状況および資金調達の状況

当連結会計年度における設備投資額は、12億18百万円であります。その主なものは、当社大阪工場、同東京工場の製造設備の増強です。

当連結会計年度中における必要資金は、自己資金により賅っております。

(2) 財産および損益の状況

区 分	第 64 期 平成27年度	第 65 期 平成28年度	第 66 期 平成29年度	第 67 期 平成30年度 (当連結会計年度)
売上高(百万円)	88,043	89,174	90,313	93,126
経常利益(百万円)	6,468	6,825	7,589	7,212
親会社株主に帰属 する当期純利益(百万円)	4,067	4,540	5,209	4,968
1株当たり当期純利益(円)	205.94	231.47	265.56	253.25
総資産(百万円)	73,142	76,291	81,928	86,521
純資産(百万円)	45,412	48,603	53,457	56,775
1株当たり純資産(円)	2,312.73	2,474.25	2,720.34	2,885.27

(注) 1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は期末発行済株式総数により算出しております。

(3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
(株) 京浜特殊印刷	10百万円	100.00%	紙加工品の印刷・販売
日幸印刷(株)	20百万円	100.00%	紙加工品の印刷・販売
(株) パックタケヤマ	90百万円	100.00%	紙加工品・化成品・その他ギフト品等の製造・仕入・販売
西日本印刷工業(株)	45百万円	100.00%	紙加工品・その他ギフト品等の製造・仕入・販売
カンナル印刷(株)	12百万円	93.72%	紙加工品・その他ギフト品等の製造・仕入・販売
ザ・バックアメリカコーポレーション	100万米ドル	100.00%	紙加工品・化成品・その他ギフト品等の仕入・販売
特百嘉包装品貿易(上海)有限公司	50万米ドル	100.00%	紙加工品・化成品の販売
特百嘉包装制品(常熟)有限公司	390万米ドル	93.59%	紙加工品の製造

(注) 当社は、平成30年4月2日にカンナル印刷(株)の株式を取得し、連結子会社としております。

(4) 対処すべき課題

2019年度の日本経済は、全体として堅調に推移すると予想しています。個人消費についても雇用環境の改善を背景に緩やかな回復基調が続くと思われます。しかし、消費税増税の個人消費に与える影響や米中の貿易摩擦が過熱するなど、日本経済に悪影響を与える可能性があります。

当社は、このような状況が予想される中、次期のスローガンを「変化を仕掛け 新たな挑戦」としました。変化に対応するだけでなく、自ら変化を仕掛け、果敢に新たな取り組みに挑戦していきます。グループ全体で積極的に設備投資、システム投資を行い、「働き方改革」に積極的に取り組み、生産性向上と省人化・省力化を推し進めます。また、環境に配慮した製品の開発と提案を行い品質管理に注力し、ソリューション企業として顧客満足度および業績の向上に努める所存です。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容

セグメント区分	事業の内容	会社名
紙加工品事業	紙袋、印刷紙器、段ボールの製造、仕入及び販売	当社 (株)京浜特殊印刷 日幸印刷(株) (株)パックタケヤマ 西日本印刷工業(株) カンナル印刷(株) ザ・パックアメリカコーポレーション 特百嘉包装品貿易(上海)有限公司 特百嘉包装制品(常熟)有限公司
化成品事業	ポリ袋、テラーバッグなどの製造、仕入及び販売	当社 (株)パックタケヤマ ザ・パックアメリカコーポレーション 特百嘉包装品貿易(上海)有限公司
その他事業	ギフト品、繊維品、用度品、値札、カレンダー、デザイン制作、宣伝広告用品などの製造、仕入及び販売	当社 (株)パックタケヤマ 西日本印刷工業(株) カンナル印刷(株) ザ・パックアメリカコーポレーション

(6) 主要な営業所および工場

- ① 当 社
 本 社 (大阪市東成区)
 本部・支社 東日本事業本部 (東京都渋谷区)、北海道支社 (札幌市)、
 東北支社 (仙台市)、関東支社 (千葉県松戸市)、横浜支社、
 名古屋支社、京都支社、神戸支社、岡山支社、広島支社、
 四国支社 (松山市)、福岡支社
- 大 阪 工 場 (大阪府東大阪市)
 奈 良 工 場 (奈良県大和郡山市)
 東 京 工 場 (埼玉県日高市)
 茨 城 工 場 (茨城県日立市)
- ② 子 会 社
 国 内 (株)京浜特殊印刷 (大阪市) 日幸印刷(株) (大阪市)
 (株)パッタケヤマ (大阪市) 西日本印刷工業(株) (大阪市)
 カンナル印刷(株) (大阪市)
- 海 外 ザ・パッカアメリカコーポレーション (米国)
 特百嘉包装品貿易 (上海) 有限公司 (中国)
 特百嘉包装制品 (常熟) 有限公司 (中国)

(注) ザ・パッカ本社は、平成31年2月12日付で以下の住所に移転しました。
 大阪市北区天満橋1丁目8番30号 OAPタワー20階

(7) 使用人の状況

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
1,228 名	66名増

(注) 上記のほか、執行役員11名および臨時使用人493名が在籍しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
865 名	2名減	40.5 歳	17.7 年

(注) 上記のほか、執行役員7名、子会社等への出向者20名および臨時使用人431名が在籍しております。

(8) 主要な借入先の状況

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、平成29年12月18日開催の取締役会における決議に基づき、カンナル印刷株式会社 (大阪市淀川区十三本町3-4-23) を平成30年4月2日付で子会社化いたしました。

2. 会社の状況に関する事項（平成30年12月31日現在）

(1) 株式に関する事項

- ① 発行可能株式総数 77,000,000株
- ② 発行済株式の総数 19,900,000株（自己株式278,548株を含む）
- ③ 株主数 7,057名
- ④ 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
公益財団法人森田記念福祉財団	2,081 ^{千株}	10.61 [%]
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO)	1,558	7.94
ザ・パックス取引先持株会	1,313	6.70
森田商事株式会社	1,013	5.17
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4）	863	4.40
北越コーポレーション株式会社	622	3.17
大王製紙株式会社	545	2.78
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	541	2.76
ザ・パックス社員持株会	504	2.57
株式会社三菱UFJ銀行	494	2.52

- (注) 1. 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は、自己株式（278,548株）を控除して計算しております。

- ⑤ その他株式に関する重要な事項
特記すべき事項はありません。

(2) 新株予約権等に関する事項

① 当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

	発行決議日	1株当たり 発行価額	1株当たり 行使価額	権利行使期間	役員 の 保有状況	目的となる 株式の種類 および数	主 な 行使条件
第1回株式報酬型 新株予約権	平成27年 3月27日	2,250円	1円	平成27年5月11日から 平成52年5月10日まで	9名55個	普通株式 5,500株	注3
第2回株式報酬型 新株予約権	平成28年 3月30日	2,337円	1円	平成28年5月10日から 平成53年5月9日まで	9名58個	普通株式 5,800株	注3
第3回株式報酬型 新株予約権	平成29年 3月30日	2,969円	1円	平成29年5月10日から 平成54年5月9日まで	9名61個	普通株式 6,100株	注3
第4回株式報酬型 新株予約権	平成30年 3月29日	3,496円	1円	平成30年5月10日から 平成55年5月9日まで	9名64個	普通株式 6,400株	注3

- (注) 1. 社外取締役、非常勤取締役および監査役には新株予約権を付与していません。
2. 新株予約権の発行に際して上記金額に基づく債務は、当社に対する報酬債権と相殺され、金額の払込みはありません。
3. 新株予約権の主な行使条件は以下のとおりです。
- (1) 行使期間内において、当社取締役の地位（当社監査役または執行役員への地位の変更があったときはその地位）を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、行使可能な新株予約権を行使できる。
- (2) 新株予約権を割り当てられた年度の連結業績伸長率（売上高・営業利益額）が前年度に対し100%以上の場合のみ、当該年度に割り当てられた新株予約権を全て行使することができ、100%未満の場合には、その割合に応じ当該年度に割り当てられた新株予約権の一部しか行使することができない。

② 当事業年度中に当社執行役員に対し職務執行の対価として交付した新株予約権等の状況

	発行決議日	1株当たり 発行価額	1株当たり 行使価額	権利行使期間	執行役員への 交付状況	目的となる 株式の種類 および数	主 な 行使条件
第4回株式報酬型 新株予約権	平成30年 3月29日	3,496円	1円	平成30年5月10日から 平成55年5月9日まで	7名18個	普通株式 1,800株	注1

- (注) 1. 新株予約権の主な行使条件は以下のとおりです。
- (1) 行使期間内において、当社執行役員の地位（当社取締役、監査役または従業員への地位の変更があったときはその地位）を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、行使可能な新株予約権を行使できる。
- (2) 新株予約権を割り当てられた年度の連結業績伸長率（売上高・営業利益額）が前年度に対し100%以上の場合のみ、当該年度に割り当てられた新株予約権を全て行使することができ、100%未満の場合には、その割合に応じ当該年度に割り当てられた新株予約権の一部しか行使することができない。

③ その他新株予約権等に関する重要な事項 特記すべき事項はありません。

(3) 会社役員に関する事項

① 取締役および監査役の状況（平成30年12月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	中 尾 吉 計	
代表取締役社長	稲 田 光 男	営業本部長
専務取締役	瀧之上 輝 生	製造本部長 株式会社京浜特殊印刷代表取締役
常務取締役	寺 岡 由 則	カンナル印刷株式会社代表取締役
同	山 下 英 昭	東日本事業本部長
同	岡 田 進	西日本事業本部長 中部事業部長 日幸印刷株式会社代表取締役
同	藤 井 道 久	管理本部長
取 締 役	堀 田 吉 彦	
同	中 村 秀 一	管理本部副本部長 財務部長 経営企画部長
同	林 拓 史	公認会計士、税理士
同	西 尾 宇 一 郎	公認会計士、税理士 関西学院大学専門職大学院経営戦略研究科教授 新家工業株式会社社外取締役（監査等委員） ケイミュー株式会社社外監査役
取締役相談役	森 田 和 子	森田商事株式会社代表取締役社長
常勤監査役	佐 藤 誠 司	
同	野 田 伸 二	
監 査 役	玉 越 久 義	弁護士 トモシアホールディングス株式会社社外監査役
同	岩 瀬 哲 正	公認会計士、税理士

- (注) 1. 西川洋氏は、平成30年3月29日開催の第66期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により監査役を退任いたしました。
2. 西尾宇一郎氏は、平成30年3月29日開催の第66期定時株主総会終結の時をもって、監査役を辞任いたしました。
3. 奥田良三氏は、平成30年3月29日開催の第66期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役

を退任いたしました。

4. 平成30年3月29日開催の第66期定時株主総会において、西尾宇一郎氏が取締役新たに選任され、就任いたしました。
5. 平成30年3月29日開催の第66期定時株主総会において、野田伸二氏および岩瀬哲正氏が監査役に新たに選任され、就任いたしました。
6. 取締役林拓史および西尾宇一郎の両氏は、社外取締役であります。
7. 監査役玉越久義および岩瀬哲正の両氏は、社外監査役であります。
8. 取締役林拓史氏、取締役西尾宇一郎氏、監査役玉越久義氏および監査役岩瀬哲正氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
9. 監査役玉越久義氏は、弁護士の資格を有しており、法令に関する相当程度の知見を有するものであります。
10. 監査役岩瀬哲正氏は、公認会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。その契約内容の概要は次のとおりであります。

1. 社外取締役および社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第427条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
2. 上記の責任限定が認められるのは、社外取締役および社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

③ 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	支給額	摘 要
取 締 役	13 名	366 百万円	うち社外取締役2名、社外監査役3名 23百万円
監 査 役	6	39	
合 計	19	405	

- (注) 1. 上記には、当事業年度に係る役員賞与引当金の繰入額28百万円を含んでおります。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役および監査役の報酬限度額は、平成22年3月30日開催の第58期定時株主総会において、取締役は年額470百万円以内、監査役は年額70百万円以内と決議いただいております。
4. 上記報酬額には、社内取締役に付与した株式報酬型ストックオプションのうち、当事業年度の職務執行分に対応する部分の金額22百万円を含んでおります。
社外取締役および非常勤取締役に対するストックオプションの付与はありません。

④ その他会社役員に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 取締役

- ・重要な兼職先と当社との関係

取締役西尾宇一郎氏の兼職先と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。

- ・当事業年度における主な活動状況

氏名	主な活動状況
林 拓 史	当事業年度に開催された取締役会17回の全ておよびその他重要な会議に出席し、主に公認会計士および税理士としての専門的見地からの発言を行っております。
西 尾 宇 一 郎	平成30年3月29日の就任後に開催された取締役会13回の全ておよびその他重要な会議に出席し、主に公認会計士および税理士としての専門的見地からの発言を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第26条の規定に基づき取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

ロ. 監査役

- ・重要な兼職先と当社との関係

監査役玉越久義氏の兼職先と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。

- ・当事業年度における主な活動状況

氏名	主な活動状況
玉 越 久 義	当事業年度に開催された取締役会17回の全ておよび監査役会12回の全てに出席し、その他重要な会議に出席して、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。
岩 瀬 哲 正	平成30年3月29日の就任後に開催された取締役会13回の全ておよび監査役会10回の全てに出席し、その他重要な会議に出席して、主に公認会計士および税理士としての専門的見地からの発言を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第26条の規定に基づき取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

(4) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(注) 新日本有限責任監査法人は、平成30年7月1日付をもって、名称をEY新日本有限責任監査法人に変更しております。

② 報酬等の額

イ. 当社の当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 34百万円

ロ. 当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 34百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

当社監査役会は、前事業年度の監査実績の分析・評価を行い、当事業年度の監査計画における監査時間・配員計画および報酬額の見積りの相当性などを確認し検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める解任事由に該当すると認められる場合には、監査役全員の合意に基づき解任し、監査役会が選定した監査役が、解任後最初に招集される株主総会におきまして、解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の監査体制、独立性、監査品質、監査業務の遂行状況等を総合的に判断し、適正な監査の遂行が困難であると認めるときは、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

3. 会社の体制および方針

- (1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

内部統制体制の整備に関する基本方針

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、当社および当社グループ会社（以下、あわせて「当社グループ」という）が業務の適正を確保し、効率的経営を行うために必要な内部統制体制を整備する。

1. 当社グループの取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ① 当社の監査役は監査役会規程および監査役監査基準に基づき当社グループの監査役監査を行い、監査室は内部監査規程に基づき当社グループの内部監査を行う。
 - ② 当社の管理本部長は、当社グループのコンプライアンス管理を統括し、その体制を整備する。
 - ③ 当社は、当社グループの取締役、執行役員（以下、当社グループの取締役、執行役員をあわせて「取締役等」という）および監査役ならびに従業員に対する、「ザ・バックグループ行動規範」の遵守およびコンプライアンスに関する啓蒙・教育を行う。
 - ④ 当社グループの従業員からのコンプライアンスに関する相談および法令・定款に違反する事実等の通報を受けるために、社内通報制度「Cライン」を整備して、不正事実およびその可能性を発見し、防止と是正に努める。
 - ⑤ 当社は、業務執行に関する監督機能の維持・強化のため、社外取締役を選任する。
2. 当社グループの取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ① 当社グループの取締役会その他の重要な会議の議事録、稟議書、その他取締役の職務の執行に関する重要な文書を保存するものとし、その作成、保存、管理等は文書規程、稟議手続規程および秘密情報管理規程その他の社内規程等に基づき行う。
 - ② 当社の取締役および監査役は、必要に応じ、前号に定める重要な会議の議事録、稟議書等を閲覧できる。

3. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 与信管理、品質管理、安全衛生その他の日常業務に係るリスク管理は、当社およびグループ各社が定める社内規程、マニュアル、手続書等に基づき行うものとし、当社はグループ各社に対し、それらの整備、運用を指導する。
- ② 情報セキュリティに係るリスク管理は、業務のIT化等により重要度が増す情報管理に対応するために、管理体制を見直す。
- ③ 災害・大事故その他の経営に係る緊急事態に対しては、緊急事態対策規程その他の社内規程に基づき当社またはグループ各社社長の指揮の下で迅速な対応を行い、損害の拡大を防止する。
- ④ 監査室は、内部監査において当社グループの損失の危険を発見した場合は、内部監査規程に基づき、当該部門の長に通告するとともに、直ちに当社の社長に報告する。

4. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、効率的な経営を行うために、取締役会の他に、役付取締役による経営会議、取締役等、事業部長以上およびグループ会社社長による事業部会を毎月開催し、機動的な業務遂行を行うために執行役員制度を継続する。経営会議は会社経営上の重要な事案および執行方針を審議し取締役会に付議する。事業部会は、各担当部門およびグループ会社が報告する業務執行状況を検討し、取締役会の決定した執行方針を実現するため施策を審議し、決定する。
- ② 業務執行に係る組織・職制、業務分掌、職務権限はそれぞれ当社グループ各社の社内規程に基づくものとする。
- ③ 当社は、迅速で効率性の高い企業経営実現のために執行役員制度を導入し、意思決定と監督機能を担う取締役と業務執行を担う執行役員の役割を分離する。

5. 当社グループ各社における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、グループ各社の管理を関係会社管理規程に基づき行うものとし、グループ各社に対し、業務執行状況・財務状況等を定期的に当社に報告する体制および業績については定期的に、業務上重要な事項が発生した場合はその都度、当社に報告する体制を整備する。
- ② 当社は、グループ各社に対して、当社グループの企業活動に関連する様々なリスクに対処するため、「ザ・パックグループ行動規範」の遵守およびコンプライアンスに関する啓蒙・教育ならびに社内規程その他の内部統制体制の整備を指導する。これらに対し、グループ各社から援助・指導等を求められた場合、当社の管理本部長は、必要に応じ、法務部その他の部署に対応を指示し、グループ各社の相互の連携の下当社グループ全体のリスク管理を行う。

- ③ 当社は、グループ各社を管理する担当部署を置き、当社グループ経営の適正かつ効率的な運用を図るとともに、当社とグループ会社間の情報の伝達や業務の有効な範囲において、IT等のインフラ整備と運用を指導する。
6. 監査役がその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制
- ① 当面は、監査役がその職務を専任で補助する使用人を置かない。ただし、監査室が、その職務と兼任して、監査役が職務遂行に必要とする補助業務を、監査役の指揮命令の下で行う。
7. 監査役がその職務の補助を行う使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ① 監査室は、監査役がその職務を専任で補助する使用人を置かない。ただし、監査室が、その職務と兼任して、監査役が職務遂行に必要とする補助業務を、監査役の指揮命令の下で行う。
- ② 監査室メンバーの人事異動、人事評価、処遇、懲戒処分に関しては、監査役会の同意を必要とする。
8. 当社グループの取締役および使用人等が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ① 監査役は、当社の取締役会、経営会議、事業部会への出席の他、グループ各社を含め、監査役が必要と判断する会議に出席できる。
- ② 当社およびグループ会社は、重要会議の議事録・資料、重要な訴訟・係争に関する資料、当局検査・外部検査の結果資料、内部通報等による不正事実の資料、その他監査役が要求する文書は、監査役へ提供する。
- ③ 当社グループの役員および従業員は、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは、直ちに監査役に報告するものとし、報告者は、当該報告を行ったことにより、解雇その他のいかなる不利益な取扱いも受けない。
- ④ 当社グループの従業員は、社内通報制度「Cライン」を利用してコンプライアンスに関する相談または法令・定款に違反する事実等の通報を行ったことにより、当社およびグループ会社から、解雇その他のいかなる不利益な取扱いも受けない。

9. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- ① 当社は、監査役から、その職務の執行について必要な費用の請求を受けた場合は、速やかに当該費用の支払いを行う。
 - ② 当社は、監査役が必要と認めるときは、監査役の監査を支える弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部アドバイザーを任用するなど必要な監査費用を認める。
10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 当社グループの役員および従業員は、監査役が行う監査に積極的に協力する。
 - ② 監査役は、その独自の計画・スケジュールに基づき、監査室と緊密な連携を保ちながら、監査対象とする部門の長および従業員と面談できる。
 - ③ 監査役は、社長、監査法人それぞれとの間で、定期的に、および必要に応じて随時に会合をもち意見交換を行う。
11. 社内規程等の整備
- ① 本基本方針に係る社内規程、制度、システム、マニュアル、手法等は、当社グループにおいて継続的に見直し、必要に応じて改廃、制定、改善、設置等を行う。
- (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
- ① 内部統制システム全般
企業集団における業務の適正性を確保するために、「関係会社管理規程」の改定、監査役および監査室による定期的な業務監査・内部統制監査を実施し、当社および子会社の内部統制システム全般の整備・運用状況の検証を行った。また、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制の有効性の評価を実施し、当社の財務報告に係る内部統制が有効であることを確認している。
 - ② コンプライアンス
社内研修などを通じてコンプライアンスに係る教育を定期的に行い、社員のコンプライアンスに対する意識向上を図っている。また、当社グループの従業員からの相談・通報を受け付ける内部通報窓口「Cライン」により、内部通報者を保護し、不正や法令違反を防止している。
 - ③ リスク管理
当社が定める社内規程、マニュアル、手続書に基づき、グループ全体のリスク管理体制の維持・向上を図っている。

- ④ 取締役の職務執行体制
取締役会は、17回開催し、社外取締役および社外監査役を加えて議論・審議を行った。経営上の重要事案については、役付取締役により構成される経営会議で審議したうえで取締役会に上程している。
- ⑤ 監査役の職務執行体制
監査役は、4名中2名が社外監査役である。
監査役会は、12回開催し、監査に関する重要な報告を受けて議論・審議を行った。
各監査役は、取締役会その他の重要な会議への出席、内部監査を行う監査室との連携、取締役との情報交換などを通じて、業務運用状況の把握に努めるとともに、監査の実効性を確保している。

(3) 会社の支配に関する基本方針

① 基本方針の内容

当社は、当社の企業価値は、これまで培ってきた人材、組織、設備、商品力、技術力、経営陣と従業員との信頼関係、当社と顧客・取引先その他のステークホルダーとの信頼関係、立案・実行されてきた経営施策など、当社の経営に重要不可欠な要素である有形無形の財産により形成され支えられているものと考えております。

当社の企業価値を高め、株主共同の利益に資するためには、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者はこれらの経営要素を維持・向上しなければなりません。

もちろん、当社は、当社の株主は市場における自由な取引を通じて決定されることが原則であり、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、最終的に当社の株主全体の意思に基づき決定されるべきものと考えております。

そのため、当社株式を大規模に買い付けて当社の財務および事業の方針の決定を支配しようとする、または当社の財務および事業の方針の決定に影響を及ぼそうとする特定の者もしくはグループが、当社経営陣の賛同を得ずに一方的に株式の大規模な買付けを行う場合でも、当社の企業価値および株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。

しかしながら、上記の経営要素を毀損するなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益が毀損されるおそれが存する場合には、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であるとして、法令および定款により許容される限度において相当の措置を講じることといたします。

これらをもって、当社の会社の支配に関する基本方針としております。

② 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は「愛し愛され」を社是とし、「人を大切にし、人を育てる経営」を指針に、「どのような環境の変化にも対応し得る経営体質」を目指し、また地球環境問題への取組みなど、社会的責任を念頭に置きつつ、包装の総合企業体として社会の発展と繁栄に貢献し、業績の向上に努めることを経営方針としてまいりました。

当社は、昭和27年に日本ケース株式会社として設立され、パッケージ専門メーカーとして事業を開始いたしました。洋服箱の製造販売に始まり、昭和34年には段ボールシートおよびケースの本格的な一貫生産を開始、その後は積極的に生産設備を増強し、扱ひ品目を紙器、紙袋、化成品、印刷事業等へと拡大し、顧客につきましても当初は主に紳士服小売店であったものを百貨店・量販店等の流通小売市場、食品・家電・サニタリー等のメーカー市場等へと拡大してまいりました。昭和58年には社名を現在のザ・パック株式会社に変更いたしました。

その後、海外においては、昭和62年にザ・パックアメリカコーポレーションを設立し、アメリカにおいて高級紙袋の製造販売事業を開始、平成18年には特百嘉包装品貿易（上海）有限公司を中国上海市に設立し、中国市場における紙加工品・化成品等の販売事業を開始、平成19年には特百嘉包装制品（常熟）有限公司を江蘇省常熟市に設立して紙包装製品の生産・加工・販売を開始しました。国内においても平成21年に株式会社パックタケヤマを設立し、株式会社タケヤマの紙袋、紙器、ポリ袋等の製造・販売に関する事業を譲り受けて中部地区に製造拠点を設け、平成23年には埼玉県日高市に東京工場を竣工し、生産能力の増強と物流機能の集約を行い、首都圏市場への対応力を強化しました。また、平成26年1月に連結子会社である株式会社ザ・ニコルスの吸収合併を行い、不採算事業の整理を行うとともに、同年6月に西日本印刷工業株式会社の全株式を取得して完全子会社化し、九州地区における生産拠点を確立しました。さらに、平成30年4月には、医薬品パッケージの生産・販売を専門に扱うカンナル印刷株式会社の株式を取得し子会社化する等、ザ・パックグループとして事業を拡大してまいりました。

その間、平成3年に大阪証券取引所市場第二部へ株式を上場、平成13年に東京証券取引所市場第二部、平成15年には東京・大阪証券取引所市場第一部へ上場いたしました。

当社は業績向上や財務体質強化に努める一方、従来から企業の社会的責任を強く認識し、包装文化の発展を担う企業としての自覚のもと、昭和56年には包装資料館を設置して国内外のパッケージ研究および情報発信の拠点とした他、平成5年にはザ・パックフォレスト基金を設立して森林保護および植林活動を推進し、主力事業におきましては環境対応新商品および新技術の開発に積極的に取り組んでまいりました。また、平成11年の茨城工場を皮切りに現在は当社の国内四工場および全事業所においてISO14001「環境マネジメントシステム」、ISO9001「品質マネジメントシステム」の認証を取得しております。

平成11年には、

- ・環境対応NO. 1の会社になろう
- ・品質NO. 1の会社になろう
- ・コストNO. 1の会社になろう
- ・世界に通用する会社になろう
- ・誇りを持ち、夢を実現できる会社になろう

を全社スローガン「ザ・バック21ビジョン」として決定し、役員・従業員が一体となって企業価値を高める意思統一を図り、今日に至っております。

当社および当社グループの主力事業が属する包装業界は、国内にあっては成熟産業とされています。この中にあって当社および当社グループが持続的に発展するためには、販売力、設備総合力、技術開発力、企画提案力の強化はもちろんのこと、従来の取組みに安住することなく、海外市場の開拓強化および新たな需要や市場の開発・創造に積極的にチャレンジしていかなければなりません。そのためには当社および当社グループの人材と組織力を結集することが不可欠であり、この結集を可能ならしめるのが、社是「愛し愛され」に基づく「人を大切にし、人を育てる」経営指針であり「どのような環境の変化にも対応し得る経営体質」を目指す経営方針であります。

今後も、総合包装事業を中核事業として、顧客第一主義を柱に様々な業種や規模の顧客および消費者のニーズを的確に把握して対応し、株主の皆様、顧客、取引先、従業員、地域住民その他のステークホルダーのご意見を重視し信頼関係を維持しながら、業績向上、財務体質強化、社会的責任の遂行に関する的確な中長期的計画を立案し実行していくことが、当社および当社グループの企業価値を高め、株主共同の利益に資するものと考えております。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成19年8月9日開催の取締役会において、当社株式の大規模買付行為に関する対応策（以下「本プラン」といいます）の導入を決議して同日より発効し、本プランの一部変更を経て平成29年3月30日開催の第65期定時株主総会において、同株主総会の日から3年間（平成31年12月期に関する定時株主総会の終結の時まで）の継続が承認可決されました。

本プランは、予め当社取締役会の承認を得ることなく当社株式の20%以上を取得する大規模買付行為を行おうとする者またはグループ（以下「大規模買付者」といいます）に対し、当社が定める大規模買付ルールへの遵守を求めて、株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かの適切な判断をいただくための十分な情報および期間を確保し、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合や当社の企業価値・株主共同の利益が毀損される可能性が高いと合理的理由に基づき判断されるなどの一定の場合には、当社取締役会が、株主の皆様に対する責務として、対抗措置としての効果を勘案した行使条件、取得条件、行使期間等を設けた新株予約権を無償割当するなど、必要かつ相当な措置をとることができるとするものです。

④ 上記③の取組みについての取締役会の判断

当社取締役会は、上記③の取組みが、上記①の会社の支配に関する基本方針に則って策定された、当社の企業価値・株主共同の利益を確保することを目的とした取組みであり、株主の皆様共同の利益を損なうものではないと考えます。

また、当社の業務執行を行う経営陣から独立した社外監査役、社外の有識者等から構成する独立委員会の勧告を尊重して対抗措置を発動することが定められていること、当社の株主総会または当社株主総会で選任された取締役で構成される取締役会によりいつでも本プランを廃止できること、対抗措置の発動、不発動、中止、停止について独立委員会の勧告要件および当社取締役会の決議もしくは判断の合理的な客観的要件が定められていることなどから、取締役の地位の維持を目的とする恣意的な判断や発動を防止するための仕組みをもった取組みであると考えております。

連結貸借対照表

(平成30年12月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	54,710	流 動 負 債	25,136
現金及び預金	12,257	支払手形及び買掛金	15,119
受取手形及び売掛金	24,589	電子記録債務	5,645
有価証券	9,499	短期借入金	66
商品及び製品	5,547	1年内返済予定の長期借入金	84
仕掛品	835	未払法人税等	1,138
原材料及び貯蔵品	847	賞与引当金	280
繰延税金資産	255	役員賞与引当金	42
その他	912	その他	2,758
貸倒引当金	△33	固 定 負 債	4,608
固 定 資 産	31,810	長期借入金	163
有形固定資産	20,746	繰延税金負債	509
建物及び構築物	7,006	退職給付に係る負債	3,795
機械装置及び運搬具	5,125	その他	140
工具、器具及び備品	185	負 債 合 計	29,745
土地	8,397	純 資 産 の 部	
建設仮勘定	31	科 目	金 額
無形固定資産	162	株 主 資 本	55,867
投資その他の資産	10,901	資本金	2,553
投資有価証券	9,441	資本剰余金	3,166
繰延税金資産	647	利益剰余金	50,871
その他	871	自己株式	△723
貸倒引当金	△58	その他の包括利益累計額	745
資 産 合 計	86,521	その他有価証券評価差額金	1,282
		繰延ヘッジ損益	0
		為替換算調整勘定	△249
		退職給付に係る調整累計額	△287
		新 株 予 約 権	81
		非 支 配 株 主 持 分	81
		純 資 産 合 計	56,775
		負 債 純 資 産 合 計	86,521

連結損益計算書

(自 平成30年1月1日
至 平成30年12月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	額
売上高		93,126
売上原価		70,808
売上総利益		22,318
販売費及び一般管理費		15,393
営業利益		6,924
受取利息	96	
受取配当金	118	
受取賃貸料	56	
為替差益	0	
その他利益	53	325
営業外費用		
支払利息	8	
貸入原価	11	
売上割引	4	
その他費用	12	37
経常利益		7,212
投資有価証券売却益	119	
固定資産売却益	0	
負債のれん発生益	54	174
特別損失		
固定資産売却損	8	
固定資産除却損	58	
投資有価証券評価損	3	
会員権評価損	0	
災害による損失	11	81
税金等調整前当期純利益		7,305
法人税、住民税及び事業税	2,267	
法人税等調整額	75	2,343
当期純利益		4,962
非支配株主に帰属する当期純利益		△6
親会社株主に帰属する当期純利益		4,968

連結株主資本等変動計算書

(自 平成30年1月1日
至 平成30年12月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成30年1月1日残高	2,553	3,166	46,883	△ 728	51,875
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△981		△981
親会社株主に帰属する当期純利益			4,968		4,968
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		△0		4	4
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					—
連結会計年度中の変動額合計	—	△0	3,987	4	3,992
平成30年12月31日残高	2,553	3,166	50,871	△723	55,867

	その他の包括利益累計額					新株 予約権	非支配 株主持分	純資産 合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計			
平成30年1月1日残高	2,023	7	△ 181	△ 353	1,496	56	28	53,457
連結会計年度中の変動額								
剰余金の配当					—			△981
親会社株主に帰属する当期純利益					—			4,968
自己株式の取得					—			△0
自己株式の処分					—			4
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△740	△7	△67	65	△751	24	53	△673
連結会計年度中の変動額合計	△740	△7	△67	65	△751	24	53	3,318
平成30年12月31日残高	1,282	0	△249	△287	745	81	81	56,775

貸借対照表

(平成30年12月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	48,425	流動負債	22,800
現金及び預金	9,255	支払手形	2,205
受取手形	3,714	電子記録債権	5,363
売掛金	17,768	買掛金	11,554
有価証券	9,499	短期借入金	66
商品及び製品	5,054	未払金	783
仕掛品	635	未払法人税等	1,063
原材料及び貯蔵品	684	未払消費税	199
立替金	666	未賞与引当金	252
繰延税金資産	187	役員賞与引当金	37
その他の引当金	980	設備関係支払手形	235
貸倒引当金	△22	その他の	1,038
固定資産	31,007	固定負債	3,149
有形固定資産	16,858	退職給付引当金	3,104
建物	5,832	長期未払金	45
構築物	66	負債合計	25,950
機械及び装置	3,813	純資産の部	
車両運搬具	2	科 目	金 額
工具、器具及び備品	144	株主資本	52,093
土地	6,967	資本金	2,553
建設仮勘定	30	資本剰余金	3,156
無形固定資産	157	資本準備金	2,643
借地権	30	その他資本剰余金	513
ソフトウェア	118	利益剰余金	47,107
その他	9	利益準備金	449
投資その他の資産	13,991	その他利益剰余金	46,657
投資有価証券	8,971	買換資産圧縮積立金	118
関係会社株式	2,061	別途積立金	41,201
関係会社出資金	434	繰越利益剰余金	5,338
長期貸付金	1,755	自己株式	△723
破産更生債権等	11	評価・換算差額等	1,307
繰延税金資産	474	その他有価証券評価差額金	1,307
その他の	341	繰延ヘッジ損益	0
貸倒引当金	△56	新株予約権	81
資産合計	79,432	純資産合計	53,482
		負債純資産合計	79,432

損 益 計 算 書

(自 平成30年1月1日
至 平成30年12月31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		82,573
売 上 原 価		62,387
売 上 総 利 益		20,185
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		13,798
営 業 利 益		6,386
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	106	
受 取 配 当 金	102	
そ の 他	138	346
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1	
そ の 他	7	8
経 常 利 益		6,724
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	119	119
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	0	
固 定 資 産 除 却 損	56	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	3	
災 害 に よ る 損 失	11	72
税 引 前 当 期 純 利 益		6,771
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	2,087	
法 人 税 等 調 整 額	76	2,164
当 期 純 利 益		4,607

株主資本等変動計算書

(自 平成30年1月1日
至 平成30年12月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本		剰 余 金
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計
平成30年1月1日残高	2,553	2,643	513	3,156
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
買換資産圧縮積立金の取崩				
別途積立金の積立				
自己株式の取得				
自己株式の処分			△0	△0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)				
事業年度中の変動額合計	－	－	△0	△0
平成30年12月31日残高	2,553	2,643	513	3,156

	株 主 資 本						自己株式	株主資本 合計
	利 益 剰 余 金					利益剰余金 合計		
	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合計			
買換資産 圧縮積立金		別途積立金	繰越利益 剰余金					
平成30年1月1日残高	449	126	37,901	5,003	43,481	△ 728	48,463	
事業年度中の変動額								
剰 余 金 の 配 当				△981	△981		△981	
当 期 純 利 益				4,607	4,607		4,607	
買 換 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩		△7		7	-		-	
別 途 積 立 金 の 積 立			3,300	△3,300	-		-	
自 己 株 式 の 取 得						△0	△0	
自 己 株 式 の 処 分						4	4	
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）								
事業年度中の変動額合計	-	△7	3,300	334	3,626	4	3,630	
平成30年12月31日残高	449	118	41,201	5,338	47,107	△723	52,093	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計		
平成30年1月1日残高	2,023	7	2,031	56	50,551
事業年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当					△981
当 期 純 利 益					4,607
買 換 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩					-
別 途 積 立 金 の 積 立					-
自 己 株 式 の 取 得					△0
自 己 株 式 の 処 分					4
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）	△715	△7	△723	24	△699
事業年度中の変動額合計	△715	△7	△723	24	2,931
平成30年12月31日残高	1,307	0	1,307	81	53,482

独立監査人の監査報告書

平成31年2月21日

ザ・パック株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 大谷 智 英 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 仲 昌 彦 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ザ・パック株式会社の平成30年1月1日から平成30年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ザ・パック株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成31年2月21日

ザ・パック株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 大谷 智 英 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 仲 昌 彦 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ザ・パック株式会社の平成30年1月1日から平成30年12月31日までの第67期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成30年1月1日から平成30年12月31日までの第67期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受け、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査役監査の実施基準に準拠し、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係わる内部統制については、取締役等及び会計監査人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成31年2月22日

ザ・パック株式会社 監査役会

常勤監査役	佐藤	誠司	Ⓔ
常勤監査役	野田	伸二	Ⓔ
監査役	玉越	久義	Ⓔ
監査役	岩瀬	哲正	Ⓔ

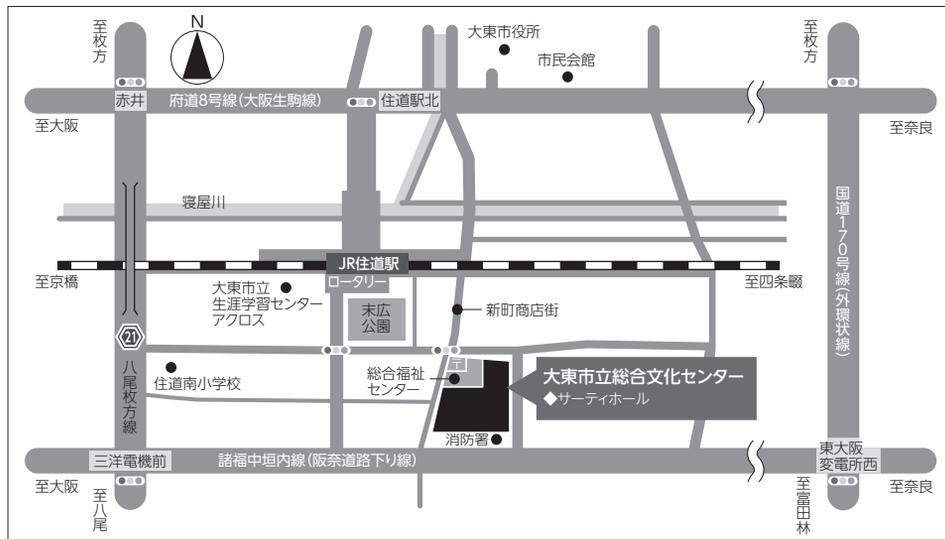
(注) 監査役玉越久義及び監査役岩瀬哲正は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会会場ご案内

※本年より会場が変更されておりますので、お間違えのないようご注意ください。

会 場 大阪府大東市新町13番30号
大東市立総合文化センター サーティホール内
多目的小ホール
お問い合わせ先 TEL 06-4967-1221(ザ・パック本社)



●交通のご案内

JR学研都市線『住道駅』下車、徒歩約7分(500m)

住道駅 大東コミュニティバス(30405系統)乗車

→総合文化センターバス停下車より1分

※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。

※本年より株主総会にご出席の皆様へのお土産の配布を取りやめさせていただきます。

何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。